



## 前副市長による官製談合防止法違反等の罪に対する 判決について

令和7年11月25日、さいたま地方裁判所において、官製談合防止法違反等の罪で起訴された前副市長の裁判が行われ、判決が言い渡されました。

この結果に対する市長のコメントについて、以下のとおりお知らせいたします。

### ■市長コメント

令和7年11月25日、官製談合防止法違反及び加重収賄の罪で起訴された森山享大前副市長に対し、懲役1年6か月、執行猶予3年、追徴金10万円の判決が言い渡されました。

前副市長の有罪判決という事態に至ったことは、誠に遺憾であり、市民の皆様をはじめ、関係者の皆様に対し、改めて深くお詫び申し上げます。

市といたしましては、今回の判決を機に、弁護士、学識経験者及び行政経験者で構成する外部委員からなる第三者委員会を設置し、事件発生に至った原因の分析や事務の検証、更には再発防止策の検討を進めてまいります。

令和7年11月25日

桐生市長 荒木 恵司



【問い合わせ】  
総務部総務課  
担当 前田・中倉  
TEL 0277-32-4145